

生産行程管理業務の見直しの概要

生産行程管理業務について、生産者団体の負担軽減と業務の実効性向上の観点から、以下のとおり見直しを実施。

旧業務規程

新業務規程

①明細書適合性の確保

生産者団体は、各生産業者が作成した生産記録等を取りまとめ、明細書の生産の方法の全行程を確認

生産者団体は、明細書の生産地、生産の方法を遵守するために必要な手順(生産行程管理業務規程)を各生産業者に周知し、定期的にその手順を検証

②地理的表示・GIマークの適切な使用

生産者団体は、団体として、各生産業者がGIマークを使用するか否かを定める

各生産業者の判断により、GIマークを使用可能

生産者団体は、最終製品に地理的表示又はGIマークが使用されていることを確認

生産者団体は、地理的表示及びGIマークを適切に使用するためのルールを周知する

③違反の是正方法

生産者団体は、年1回以上、生産行程管理業務に関する実績報告書を作成し、農林水産省に報告

実績報告書は廃止。GI製品に対する需要者の信頼を著しく損なうような重大な違反があった場合、速やかに農林水産省に報告

生産者団体又は生産業者は、生産の方法を遵守していること、①②の違反の事実等を確認できる資料を保存

生産行程管理業務規程の変更のポイント①(明細書適合性の確保)

各生産業者が明細書に記載された「生産地」と「生産の方法」に従って生産するための手順を記載します。

明細書

生産地 生産地の範囲:〇〇県△△市

生産の方法

「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------------|--|
| (1)品種
品種「A」を用いる。 | (2)栽培の方法
生産地(△△市)内において、屋根かけハウスにおいて栽培する。 |
| (3)出荷規格
糖度□□度以上。 | (4)最終製品としての形態
「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果(ミカン)である。 |

旧業務規程

新業務規程

(1)品種の確認

品種「A」については、生産者団体が一元的に管理し、生産業者からの申込みを受けて配布し、申込み・配布の状況について記録。生産者団体は、栽培期間中に全ほ場を巡回し、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用の有無を確認する。

(1)生産業者への手順の周知

生産者団体は、生産業者に対し、明細書に記載された生産地、生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知する。

①品種

生産者団体は、品種「A」を一元的に管理し、生産業者からの申込みを受けて品種「A」を配布し、その申込み・配布の状況の記録簿(※)を保存する。

※ 伝票や電算処理されたデータ等も可。

生産行程管理業務規程の変更のポイント①(明細書適合性の確保)

旧業務規程

(2)栽培の方法の確認

生産者団体は、生産業者にはほ場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに、栽培期間中に全ほ場を巡回し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

(3)出荷規格・最終製品の形態の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体が指定する共同選果場において行う。この際に、(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、生産者団体の職員が選果状況を確認することで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

(4)臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載された生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

新業務規程

②栽培の方法

生産業者(※)は、ほ場の場所や生産資材の使用履歴等を記録簿に記載し、保存する。

※ 全ての資料を生産者団体が保存する必要はなく、実態に応じて生産業者が保存することも可。

③出荷規格・最終製品の形態

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体が指定する共同選果場において行う。生産者団体の職員は、選果状況の確認による出荷規格及び最終製品の確認結果を記録簿に記載し、保存する。

(2)臨時の調査

明細書に記載された生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

(3)手順の妥当性を見直す機会

生産者団体は、年に1回以上、生産業者を集めた総会又は講習会を開催し、(1)の手順の妥当性を検証する。

生産行程管理業務規程の変更のポイント②(地理的表示・GIマークの適切な使用)

地理的表示、GIマークの使用に関するルールを定め、生産業者に周知することを記載します。

旧業務規程

(1) 生産者団体は、明細書適合性の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしたみかんについてのみ地理的表示である「〇〇みかん」及びGIマークが使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」及びGIマークを使用している者及びこれらが使用されているもの(例えば、出荷用のダンボール箱)についても確認する。

(2) また、(1)の確認において、以下のみかんがないかも確認する。

ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていないみかんであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」が使用されているみかん

イ 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されているみかん

ウ GIマークのみが使用されているみかん

エ 地理的表示である「〇〇みかん」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているみかん

新業務規程

生産者団体は、地理的表示である「〇〇」及びGIマークの使用に係る以下のルールを、生産業者に対して周知する。

(1) 明細書の生産地・生産の方法に基づいて生産された〇〇にのみ、地理的表示「〇〇」及びGIマークの使用が可能であること。

(2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「〇〇」と併せて使用すること。

(3) GIマークは規則(※)様式1から3までに規定されているデザインを使用すること。

(※) 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則(平成27年農林水産省令第58号)

生産行程管理業務規程の変更のポイント③(違反の是正方法)

生産業者による明細書に適合していない生産が行われたこと、地理的表示・GIマークの使用違反があったことが判明したときに、その生産業者に対する違反を是正することを記載します。

旧業務規程

新業務規程

6

明細書適合性の指導

生産者団体は、5の確認時に、明細書の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組織規約の規定に基づき、当該生産業者の除名等ができる。

生産者団体は、生産業者が5の手順を遵守していないことが判明したときには、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

※ 生産者団体の規約等に基づき、生産業者が警告に従わない場合の対応(出荷停止や名称使用の禁止等)を追記することも可。

生産者団体は、年に一回以上、生産業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

8

地理的表示等の使用の指導

生産者団体は、7において確認された違反について、当該表示を行った生産業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。

生産者団体は、生産業者による7のルール違反が判明したときは、当該生産業者に対し、指導、警告等を行う。なお、当該生産業者が生産者団体の警告等に従わなかった場合には、当該生産業者に対し、地理的表示である「○○」及びGIマークの使用を禁止できるものとする。

生産者団体は、6に記載の講習会等の機会において、構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

生産行程管理業務規程の変更のポイント③(違反の是正方法)

・生産業者による明細書に適合していない生産が行われたこと、地理的表示・GIマークの使用違反について、需要者の信頼を著しく損なうような重大な違反が判明したときは、速やかに農林水産大臣に報告することを記載します。

旧業務規程

生産者団体は、4月1日から翌年3月31日までを一年度とし、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体〇〇が作成した検査記録(地理的表示等の使用状況の記録を含む)
- (3) 提出時の最新の明細書
- (4) 提出時の最新の生産行程管理業務規程

新業務規程

生産者団体は、6又は8に関して、生産業者によるGI産品「〇〇」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、速やかに農林水産大臣に報告する。

9

重大な違反が判明した場合の報告

生産行程管理業務規程の変更のポイント③(違反の是正方法)

生産者団体又は生産業者が、生産の方法を遵守していることが確認できる資料、明細書に適合しない生産、地理的表示・GIマークの不正使用の事実を裏付ける資料、その事実が判明するに至った経緯がわかる資料、生産者団体が生産業者に行った指導内容や是正措置等の内容がわかる資料等を保存することを記載します。

旧業務規程

生産者団体は、9において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体の事務所に、その提出の日から5年間、保存する。

- ア 生産者団体〇〇の構成員である生産業者が作成し生産者団体〇〇に提出させた月報
- イ ……
- ウ ……

新業務規程

生産者団体又は生産業者は、以下の資料を作成日又は取得日から5年間、保存する。

- (1)5における「〇〇みかん」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料(※)

※ 5で記載した行程毎(「品種」「栽培の方法」「出荷規格」「最終製品の確認」「臨時の調査」「総会等」)に、保存する資料を記載することも可。

- (2)明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等の違反使用が判明した場合(生産者団体)

- ア その事実を裏付ける写真等の資料
- イ その事実が判明するに至った経緯及び生産者団体が行った指導等の記録

生産行程管理業務規程の変更手続について

新業務規程に基づく生産行程管理業務を実施する場合、農林水産省に変更の届出を提出いただく必要があります。変更にあたっては、下記のフローチャートをご参照のうえ、農林水産省への届出をお願いします。

実績報告書が廃止されました

他に変更したい箇所はない

変更届出は不要です

記録を保存する方法に変更したい

変更届出が必要です
P5、6をご参照ください

地理的表示・GIマークに係る
確認業務を簡素化したい

変更届出が必要です
P3、4、6をご参照ください

明細書適合性を確保するための
手順を簡素化できないか
検討したい

まずは、
農林水産省知的財産課
(03-6744-2062)
にご相談ください

変更届出をする場合、
項目9・10の記載
内容も変更する必要
がありますので、
P7、8も必ず
ご参照ください。

変更届出の新様式はこちら
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/giact/process/index.html>

様式集

特定農林水産物等審査要領
別記様式18
(生産行程管理業務規程の変更の届出書)